

行田市開発行為許可等審査基準の一部改正新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(法第33条の審査基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める基準によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第33条第1項第2号に規定する公共空き地等の道路 行田市開発許可等に関する道路の基準</u></p> <p>(2) <u>法第33条第1項第2号に規定する公共空き地等の公園、緑地又は広場 行田市開発許可等に関する公園設置基準</u></p> <p>(3) <u>法第33条第1項第3号に規定する排水施設 行田市開発行為等に関する雨水流出抑制施設設置基準及び行田市開発行為等に関する下水道技術基準</u></p> <p>(法第34条第7号の審査基準)</p> <p>第9条 法第34条第7号の審査基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市街化調整区域において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業（以下「関連事業」という。）が当該市街化調整区域に現に存する日本標準産業分類大分類E—製造業に分類される工場（以下「既存工場」という。）と、次に掲げるいずれかの関係のある事業であること。この場合において、この関係は数量及び金額におけるものであること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 既存工場における事業の量的拡大を目的としたものであること。この場合において、拡張する敷地は、既存敷地と同面積以下であること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> | <p>(法第33条の審査基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(法第34条第7号の審査基準)</p> <p>第9条 法第34条第7号の審査基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市街化調整区域において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業（以下「関連事業」という。）が当該市街化調整区域に現に存する日本標準産業分類大分類E—製造業に分類される工場（以下「既存工場」という。）と、次に掲げるいずれかの関係のある事業であること。この場合において、この関係は数量及び金額におけるものであること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>第17条の2 前条の規定にかかわらず、企業誘致の観点から企業からの提案による開発行為の場合の条例第5条第1項第1号の審査基準は、都市計画マスタープランに則して市長が別に告示で指定した開発区域及び予定建築物であること。この場合において、審査基準は、その告示ごとに指定した開発区域及び予定建築物についてのみ適用するものとする。</u></p> | |